

(案)

後志胆振国有林の地域別の森林計画 第二次変更計画書

(後志胆振森林計画区)

計画期間 { 自 平成20年4月 1日
至 平成30年3月31日 }

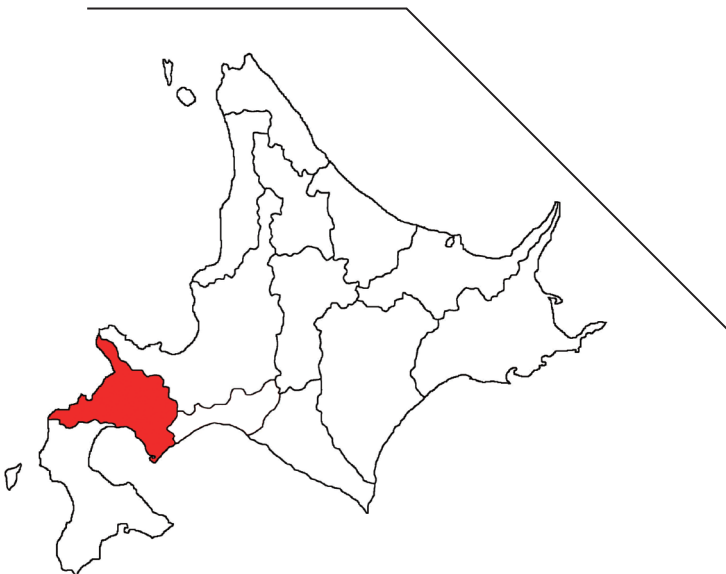
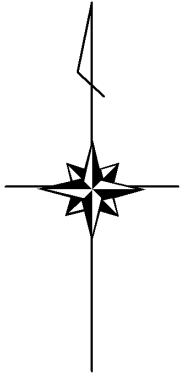
樹立年月日：平成19年12月 8日

第一次変更年月日：平成23年 3月30日

第二次変更年月日：平成23年12月 日

北海道森林管理局

後志胆振森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
振 興 局 界	
森 林 管 理 署	

後志胆振国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号、以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、後志胆振国有林の地域別の森林計画について、改正法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2の規定の例により変更する。

【変更項目】

本文中の項目名等が変更となっている箇所は項目末尾に【 】書きで現行計画時の付番、項目名等が表示してあり、本文は全文を掲載している。

第Ⅲの別表については変更となる別表のみを掲載している。

目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況【自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ】 ----- 1
 - (1) 位置
 - (2) 自然的背景
 - (3) 社会経済的背景
 - (4) 森林・林業・木材産業の概況
- 2 計画樹立に当たっての基本的な考え方 ----- 2

II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域【1】 ----- 3
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項【2】
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項【(2)】 ----- 3
 - (1) 森林の整備及び保全の目標【-】
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針【-】
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等【-】
 - 2 その他必要な事項【(3)】 ----- 7
- 第3 森林の整備に関する事項【-】
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項【3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項】 ----- 8
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法【(2)】
 - (2) 立木の標準伐期齢【(1)】
 - (3) その他必要な事項【その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項】
 - 2 造林に関する事項【4 造林面積その他造林に関する事項】 ----- 11
 - (1) 人工造林に関する事項【造林に関する基本的事項】
 - (2) 天然更新に関する事項【-】
 - (3) その他必要な事項【その他造林に関する必要な事項】
 - 3 間伐及び保育に関する事項【5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項】 ----- 13
 - (1) 間伐の標準的な方法
 - (2) 保育の標準的な方法
 - (3) その他必要な事項【その他間伐及び保育に関する必要な事項】
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項【6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項】 ----- 15
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法【(1) 公益的機能別施業森林の区域】【(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法】
 - (2) その他必要な事項【(3)】
 - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項【7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項】 ----- 17
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方【林道の開設及び改良に関する基本的な考え方】

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方【-】

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

(4) その他必要な事項

6 森林施業の合理化に関する事項【8】 ----- 18

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針【林業に従事する者の養成及び確保】

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針【林業機械の導入の促進】

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針【(4) 林産物の利用促進のための施設の整備】

(4) その他必要な事項【(5)】

第4 森林の保全に関する事項【-】

1 森林の土地の保全に関する事項【9】 ----- 19

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項【(3)】

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区【(1)】

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法【(2)】

(4) その他必要な事項

2 保安施設に関する事項【10】 ----- 19

(1) 保安林の整備に関する事項【-】

(2) 保安施設地区に関する事項【-】

(3) 治山事業に関する事項【-】

(4) その他必要な事項

3 森林の保護等に関する事項【13(2) 森林の保護及び管理】 ----- 20

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針【-】

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針【-】

(3) 林野火災の予防の方針【-】

(4) その他必要な事項【-】

第5 計画量等【-】

1 伐採立木材積【3(2)】 ----- 21

2 人工造林及び天然更新別の造林面積【4(2)】 ----- 21

3 林道の開設又は拡張に関する計画【7(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等】 ----- 21

4 保安林整備及び治山事業に関する計画【-】 ----- 21

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等【10(1)】

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等【10(2)】

(3) 実施すべき治山事業の数量【10(3)】

第6 その他必要な事項【-】

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法【13(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法】 ----- 22

2 その他必要な事項【-】 ----- 25

Ⅲ 別 表

別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法（旧別表 5）	1
別表 2	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等（旧別表 6）	7

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況【自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ】

(1) 位置

北海道の南西部の後志総合振興局管内中南部と胆振総合振興局管内西部に位置する。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、東部はオロフレ山、ホロホロ山、無意根山等の山稜、北部は積丹半島の脊梁山地、南部は内浦湾からの狩場山地に囲まれ、西部は日本海に面している。

主な河川は、尻別川、朱太川が日本海に注ぎ、長流川が内浦湾に注いでいる。

イ 地質及び土壌

地質は、第三紀層、第四紀火山（新規火山、開折火山）、変折安山岩及び安山岩が主な基底となっている。

土壌は、主に褐色森林土が広く分布するほか、黒ぼく土、未熟土が見られる。

ウ 気候

気候は、年平均気温は約8℃、年間降水量は約1,300mmとなっている。

また、日本海側は冬の北西季節風が強く、羊蹄山麓地域は道内でも有数の豪雪地帯となっている。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

3市12町5村から構成され、国有林は3市10町4村に所在している。

イ 人口

約281千人（平成17年国勢調査）で、全道の約5%となっている。

ウ 産業

農業は、野菜、果樹、水稲、畜産などの生産が盛んである。

水産業は、日本海側ではホッケ、内浦湾側ではホタテ貝の漁獲量が多い。また、近年は、漁業資源の維持・造成を図るため、ウニ等の種苗放流やサケ・マス等のふ化放流が行われている。

観光については、火山や湖沼、森林、海岸などの自然美に富んだ景勝地が多く、支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園及び狩場茂津多道立自然公園を有しているとともに、スキー場や温泉が豊富にあること等から、数多くの観光客が訪れている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の73%の324千haで、全道森林面積の6%を占めている。このうち国有林は、129千haとなっている。

森林蓄積は、全道の4%を占める27,660千m³であり、このうち国有林は10,894千m³となっている。国有林のha当たり蓄積は93m³で、全道平均131m³を下回っている。

人工林率は20%で、全道平均27%を下回っており、国有林は13%となっている。

イ 木材産業

平成18年度の製材の原木消費量は、全道の2%を占める39千 m^3 で、このうち針葉樹が94%、広葉樹が6%となっている。また、製材出荷量は、全道の2%を占める19千 m^3 で、用途別では梱包材が55%となっている。

チップの原料消費量は、全道の3%を占める69千 m^3 （チップ出荷量は71千 m^3 ）で、このうち針葉樹が48%、広葉樹が52%となっている。

ウ 林業事業体等の現況

森林組合は3組合が組織されており、林業事業体は、森林組合を除き、造林業では10業者、素材生産業では9業者となっている。

2 計画樹立に当たったの基本的な考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全とともに、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等に対する森林の役割への期待が高まっている。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしている。とりわけ、北海道の総土地面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

このような森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応え、流域を単位として、地域の特色ある森林づくりを進めていくこととし、民有林と国有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

- ① 本森林計画区の国有林は、地域の水源として、また、漁場の保全等に資する観点で重要な役割を担っていることから、水源涵養機能の持続的発揮に向けた森林整備を推進する。
- ② 天然記念物であるクマゲラや希少種であるクマタカ・オオタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- ③ 生物多様性の確保の観点から、国民参加によるブナ林の復元の取組を推進するとともに、地域と連携した高山植物等希少植物の保護の取組を推進する。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域【1】

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		1 2 9 , 0 9 4	官行造林 1 3 0 haを含む。
市 町 村 別 内 訳	島 牧 村	3 2 , 9 5 0	
	寿 都 町	1 , 8 8 5	
	黒松内町	4 , 0 0 7	
	留寿都村	1 , 5 0 7	
	喜茂別町	4 , 4 6 8	
	京 極 町	8 , 2 0 0	
	倶知安町	5 , 6 6 7	(官行造林 7 2 haを含む。)
	共 和 町	1 0 , 6 6 1	(官行造林 3 7 haを含む。)
	岩 内 町	4 , 3 1 9	
	泊 村	5 , 8 8 3	
	神恵内村	1 2 , 5 9 3	
	室 蘭 市	6 2 3	
	登 別 市	1 0 , 3 8 1	
	伊 達 市	1 8 , 4 4 2	(官行造林 2 1 haを含む。)
	豊 浦 町	1 1 2	
	洞爺湖町	1 , 0 6 1	
	壮 瞥 町	6 , 3 3 5	

注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、北海道森林管理局函館事務所及び後志森林管理署に備え置く。

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項【2】

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項【(2)】

(1) 森林の整備及び保全の目標【-】

森林の有する各機能を高度に発揮させる上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針【一】

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資

源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林・林業の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、多種多様な生物の生息・生育地として生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮する必要がある。また、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に貢献できるよう努める必要がある。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出

防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求

められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等【-】

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	16,450	16,227
	育成複層林	10,400	10,622
	天然生林	89,682	89,682
森林蓄積 (m ³ /ha)		93	97

注 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項【(3)】

ア 水源涵養機能等の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、漁場の保全等に資する観点で、特に水源涵養機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりでの森林を取り扱うことに留意して、

① 将来とも育成単層林として維持していく林分については、資源の循環利用も考慮した帯状伐採等の施業

② 将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐を重点的に行い、地球温暖化防止にも貢献していくとともに、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の

有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上の保護樹帯を設置する。

イ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い

国の天然記念物に指定されているクマゲラや「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカの生息の把握に努め、生息状況に応じて森林を適切に取り扱っていくものとし、これら希少鳥類の生息環境の保全を図る。

ウ 生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

本森林計画区は、自生するブナの北限地帯であり、豊かな自然環境を有した地域であるが、ブナが優勢でない林相に改変している森林も存在している。このため、生物多様性の確保に資する観点から、健全な森林への改善を目指すこととし、地域住民、NPO等の参加も得たブナ林復元の取組を進める。

また、森林構成の多様性に富んだ天然生林については、伐採の計画は行わないものとする。

第3 森林の整備に関する事項【-】

1 森林の立木竹の伐採に関する事項【3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項】

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法【(2)】

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勧告して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による

行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐り等を実施する。

- イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し行うものとする。
- ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう引き続き、木材の流出防止等必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないように十分配慮する。
- エ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

(ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を「営巣木保護区域」、おおむね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。

営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない、営巣木周辺では弱度の択伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による（以下同じ）。）

(イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。また、クマタカ・オオタカともに、営巣木から半径2km程度の「高利用域」を設定する。

営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ、オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成19年3月28日付け18北計第147号）による（以下同じ）。）

また、このほかの希少野生生物についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

2 造林に関する事項【4 造林面積その他造林に関する事項】

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によることとする。

(1) 人工造林に関する事項【造林に関する基本的事項】

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

(7) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹 種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3, 000
アカエゾマツ、エゾマツ	3, 000
カラマツ、グイマツ	2, 500
広葉樹	4, 000
クロマツ(海岸林)	10, 000
その他針葉樹	3, 000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500~2,000本/haを目安とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力の活用配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な

成長が図られるよう行う。

なお、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 天然更新に関する事項【-】

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

a 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行う等により確実に更新を図る。

c 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項【その他造林に関する必要な事項】

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

イ 生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

本来、ブナが優勢していた森林で、笹生地や疎林化等した林分において、ブナ

を主体とする健全な森林に復元するため、復元する地域、目標林型等を明確にした上で、必要な施業（植込み、下刈等）を行っていくとともに、モニタリング・検証を実施していくものとする。

3 間伐及び保育に関する事項【5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項】

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用するなど効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	11 齢級 (51～55年)	列状、定性、定量、上層間伐のうちから最も適した方法を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	11 齢級 (51～55年)	14 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	10 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	○	◎	○	○													
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○	○									
つる切・除伐	カラマツ						←	○	→		○	→			→			
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←	○	→			○	→		

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

注2) 下刈の○は1回刈、◎は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については必要な箇所適用する。

注3) つる切、除伐の←○→は標準年次と範囲を示している。

ウ 保育の作業方法

a 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うものとする。

実施に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとする。

また、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

d 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(3) その他必要な事項【その他間伐及び保育に関する必要な事項】

ア 国土の保全等公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい森林作業道等による路網整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率の作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項【6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項】

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法【(1) 公益的機能別施業森林の区域】【(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法-別表5】

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(7) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）を推進する。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項【(3)】

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項【7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項】

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方【林道の開設及び改良に関する基本的な考え方】

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	1 1 8	4 7 9
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方【-】

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

該当林分なし。

- (4) その他必要な事項

林道工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

林道工事の実施に当たっては、1の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

6 森林施業の合理化に関する事項【8】

- (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針【林業に従事する者の養成及び確保】

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、①事業の安定的な発注、②事業の協業化や共同化等経営の安定強化のための指導、③機械化の促進等の指導を図る。これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

- (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針【林業機械の導入の促進】

生産供給体制の整備を図るため、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

- (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針【(4) 林産物の利用促進のための施設の整備】

流域森林・林業活性化協議会等の場への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

- (4) その他必要な事項【(5)】

民有林と連携した流域管理システムの下で、流域の適切な森林整備、計画的・安定的な木材供給等を推進するに当たっては、森林整備、木材生産、加工・流通等各段階における民有林と国有林の連携による取組が重要である。このため、民有林と協調しつつ、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進することなどにより、流域の森林・林業の活性化に資することとする。

第4 森林の保全に関する事項【-】

1 森林の土地の保全に関する事項【9】

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項【(3)】

ア 土地の形質の変更の際、その規模、実施地区については、周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの森林作業道等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないように法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区【(1)】 変更前計画書別表8のとおり。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法【(2)】

指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当林分なし。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項【10】

(1) 保安林の整備に関する事項【-】

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区に関する事項【-】

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標そ

の他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について、指定する。

(3) 治山事業に関する事項【－】

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

治山工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)の工における森林施業と同様の取扱いに努める。

3 森林の保護等に関する事項【13(2) 森林の保護及び管理】

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針【－】

森林病虫害等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針【－】

野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「特定鳥獣保護管理計画制度」を受けて北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努めるとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図り、生息状況、被害動向等について情報収集等を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針【－】

山火事等の森林被害を防止するため、春先の乾燥時期には林野巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項【－】

レクリエーション等を目的とした森林の利用は年々多様化、高度化してきており、森林の各種機能を維持・向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林法違反行為の未然防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みの多い地域にあつては、秩序ある利用についての指導・啓発を図る。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進するものとする。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、入山禁止を含む必要な措置や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

第5 計画量等【-】

1 伐採立木材積【3(2)】

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	243	238	5	27	26	1	216	212	4
前半5カ年の 計画量	120	118	2	15	15	0	105	103	2

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 人工造林及び天然更新別の造林面積【4(2)】

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	151	0
前半5カ年の 計画量	0	0

3 林道の開設又は拡張に関する計画【7(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等-別表6】

別表2のとおり定める。

4 保安林整備及び治山事業に関する計画【-】

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等【10(1)】

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年の計画面積	
保安林総数（実面積）	124,194	124,194	
水源涵養のための保安林	104,650	104,650	
災害防備のための保安林	18,903	18,903	
保健、風致の保存等のための保安林	661	661	

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の変 更面積	間伐率の変 更面積	植栽の変更 面積
水源涵養のための保安林	0	0	40,280	90,345	50,053
災害防備のための保安林	0	0	4,633	16,382	9,465
保健、風致の保存等のための保安林	0	0	0	450	757

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等【10(2)】
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量【10(3)】
変更前計画書別表 1 2 のとおり定める。

第 6 その他必要な事項【-】

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法【13(1) 法令
により施業について制限を受けている森林の施業方法】

ア 制限林の所在及び面積
変更前計画書別表 1 3 のとおり。

イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

(7) 主伐の方法

- a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。
- b 伐採方法は、以下の 3 区分とする。
 - (a) 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）
 - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は 10m 未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が 0.05ha を超えないもの）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。）

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(イ) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	<p>(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>(2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。</p> <p>(5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>(6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。</p> <p>(7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史跡名勝天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥獣保護区特別保護地区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

2 その他必要な事項【-】

ア 民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、①森林の整備・保全の推進、②緑環境の整備による雇用対策、③道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

イ 生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

健全なブナ林への復元に当たっては、公開により行い、国民の理解の促進に努めるとともに、モニタリング調査等の実施においては、地域住民、NPO等の参

加も得て進めるものとする。

ウ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全にあたっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。

Ⅲ 別 表

【現行計画】

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	
総 数		(129.60) 66,009.03	
市町村別内訳	島 牧 村	3060, 3077～3085, 3088～3089, 3092～3212, 3214～3220, 3245～3247, 3249～3274, 3279～3292, 3299～3355, 3361～3369, 3416～3421, 3428～3439, 3441, 3451～3453, 3468～3476, 3479～3480, 3487～3488, 3491～3494, 3497～3512	15,153.69
	寿 都 町	3053～3076, 3516～3517	1,756.51
	黒 松 内 町	3001～3052, 3516～3517	3,612.29
	留 寿 都 村	311～318	428.87
	喜 茂 別 町	182, 184～210	1,690.71
	京 極 町	67～77, 98～104, 108～109, 115～118, 121～124, 126, 129～141	3,057.70
	俱 知 安 町	(1～2) 19～20, 30～56, 59～64, 339～340	(71.57) 2,067.18
	共 和 町	(11～14) 1293～1323, 1326～1354, 1356～1374, 1376～1406, 1409～1416, 1428～1435, 1461, 1468, 1472～1473	(37.39) 6,262.36
	岩 内 町	1499, 1514～1534, 1536～1538, 1551～1554	1,101.98
	泊 村	1193～1205, 1209～1211, 1213～1235, 1239～1240, 1245～1249, 1271, 1276～1292	3,368.51
	神 恵 内 村	1014～1017, 1022～1026, 1055～1057, 1061～1064, 1070～1072, 1082, 1086～1103, 1106～1107, 1114～1136, 1150～1163, 1165～1170, 1172～1183, 1186～1192	4,538.91
	室 蘭 市	2216～2219, 2221～2224, 2422	389.57
	登 別 市	2224～2265, 2272～2300, 2305～2333, 2337～2363, 2365～2386, 2388～2390, 2392～2394, 2400～2402	7,203.29
	伊 達 市	(1) 211～217, 219～228, 231～239, 240～256, 259～264, 302～311, 2014～2015, 2031～2048, 2050～2070, 2072～2081, 2084～2087, 2095～2099, 2101～2105, 2114～2116, 2171～2187, 2189～2212, 2214～2215, 2403～2406	(20.64) 10,852.94
	豊 浦 町	2424～2425	106.41
洞 爺 湖 町	2001～2008, 2406, 2408～2410	861.92	
壮 瞥 町	2007～2013, 2016～2030, 2116～2125, 2145～2146, 2151～2159, 2161～2169, 2403, 2407, 2409～2414	3,556.19	

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。

3) () 書きの数値は官行造林で内書きである。

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積 : ha

区 分	森林の区域 (林班)	面 積	
総 数		60, 227. 19	
市町村別内訳	島 牧 村	3079~3091, 3154~3155, 3157~3165, 3178, 3184~3202, 3210~3214, 3221~3256, 3258~3272, 3275~3279, 3291~3299, 3305, 3309, 3312~3323, 3328, 3330~3332, 3335~3360, 3362~3366, 3370~3430, 3432~3435, 3438~3440, 3442~3450, 3454~3467, 3474~3496	17, 794. 09
	寿 都 町	3064~3066, 3070, 3090~3091	82. 06
	黒 松 内 町	3009~3010, 3012~3019, 3515	390. 79
	留 寿 都 村	311, 320~337	1, 077. 65
	喜 茂 別 町	160~186, 193~202, 207~210	2, 777. 51
	京 極 町	66~67, 77~97, 103~107, 110~121, 125, 127~128, 131~133, 138, 140~159	5, 127. 52
	倶 知 安 町	1~18, 20~39, 41~44, 52~59, 61~65	3, 596. 91
	共 和 町	1301~1302, 1306~1311, 1320~1326, 1334~1335, 1346~1362, 1365~1367, 1370~1373, 1375, 1391~1392, 1396~1398, 1400~1409	4, 331. 58
	岩 内 町	1468~1481, 1483~1498, 1500~1520, 1527~1530, 1534~1536, 1538~1551	3, 216. 70
	泊 村	1193~1194, 1203, 1206~1212, 1214~1217, 1222~1224, 1226~1232, 1234~1243, 1247~1248, 1252~1258, 1261~1265, 1268~1270, 1272~1275, 1281~1282, 1286~1289, 1291~1292	2, 406. 59
	神 恵 内 村	1001~1023, 1026~1055, 1058~1085, 1089, 1091, 1095~1098, 1101~1131, 1137~1149, 1163~1166, 1168, 1171~1173, 1177~1179, 1184~1192	8, 053. 68
	室 蘭 市	2216~2220, 2222~2224	230. 03
	登 別 市	2220, 2223~2226, 2229~2231, 2233~2234, 2238~2239, 2244, 2246~2248, 2252, 2255~2261, 2263~2273, 2281, 2283~2284, 2292, 2295~2297, 2300~2304, 2307~2310, 2313~2314, 2327~2331, 2334~2337, 2348~2349, 2358~2359, 2361, 2363~2367, 2370~2372, 2374~2382, 2386~2392, 2395~2399, 2402	3, 175. 27
	伊 達 市	211~222, 228~231, 238~239, 243, 247~260, 283, 2013, 2036~2038, 2048~2053, 2064~2065, 2068~2074, 2076~2083, 2085, 2087, 2181, 2184, 2188~2195, 2197~2200, 2202~2209, 2212~2213, 2216, 2407	4, 983. 32
	豊 浦 町	2424	5. 81
洞 爺 湖 町	2006, 2008, 2407~2408, 2415~2416, 2418~2420	199. 09	
壮 瞥 町	2008~2013, 2117~2121, 2125~2151, 2159~2162, 2165, 2407, 2415~2421	2, 778. 59	

注 1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域 (林小班) は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。

【変更計画】

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			128,964.38	
市 町 村 別 内 訳	島 牧 村	※森林の区域（林小班） は、北海道森林管理局計画 課に備え置く別冊のとおり である。	32,949.74	【伐期の延長】
	寿 都 町		1,884.67	【複層林施業（択伐）】
	黒 松 内 町		4,007.29	【複層林施業（択伐以外）】
	留 寿 都 町		1,506.52	
	喜 茂 別 町		4,468.22	
	京 極 町		8,200.26	
	俱 知 安 町		5,595.22	
	共 和 町		10,624.06	
	岩 内 町		4,318.68	
	泊 村		5,883.19	
	神 恵 内 村		12,592.59	
	室 蘭 市		623.24	
	登 別 市		10,381.09	
	伊 達 市		18,421.60	
	豊 浦 町		112.22	
洞 爺 湖 町	1,061.01			
壮 瞥 町	6,334.78			

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			19,561.74	
市町村別内訳	島 牧 村	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	8,908.12	【伐期の延長】
	寿 都 町		634.45	【複層林施業（択伐）】
	黒 松 内 町		1,513.83	【複層林施業（択伐以外）】
	留 寿 都 町		—	
	喜 茂 別 町		—	
	京 極 町		538.90	
	俱 知 安 町		33.10	
	共 和 町		6.03	
	岩 内 町		1,414.75	
	泊 村		81.53	
	神 恵 内 村		4,302.98	
	室 蘭 市		8.50	
	登 別 市		226.69	
	伊 達 市		656.09	
	豊 浦 町		106.41	
洞 爺 湖 町	291.57			
壮 瞥 町	838.79			

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			229.25	
市町村別内訳	島 牧 村	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	43.51	【伐期の延長】
	寿 都 町		—	【複層林施業（択伐）】
	黒 松 内 町		59.25	【複層林施業（択伐以外）】
	留 寿 都 町		—	
	喜 茂 別 町		—	
	京 極 町		—	
	俱 知 安 町		20.08	
	共 和 町		—	
	岩 内 町		—	
	泊 村		—	
	神 恵 内 村		—	
	室 蘭 市		—	
	登 別 市		—	
	伊 達 市		—	
	豊 浦 町		106.41	
	洞 爺 湖 町		—	
壮 瞥 町	—			

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			60,227.19	
市町村別内訳	島 牧 村	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	17,794.09	【伐期の延長】
	寿 都 町		82.06	【複層林施業（択伐）】
	黒 松 内 町		390.79	【複層林施業（択伐以外）】
	留 寿 都 町		1,077.65	
	喜 茂 別 町		2,777.51	
	京 極 町		5,127.52	
	俱 知 安 町		3,596.91	
	共 和 町		4,331.58	
	岩 内 町		3,216.70	
	泊 村		2,406.59	
	神 恵 内 村		8,053.68	
	室 蘭 市		230.03	
	登 別 市		3,175.27	
	伊 達 市		4,983.32	
	豊 浦 町		5.81	
洞 爺 湖 町	199.09			
壮 瞥 町	2,778.59			

【現行計画】

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (普通)	共和町	発足・ヤチナイ線	4.5	221	2,230	17,729	
	小計	1路線	4.5	221	2,230	17,729	
	伊達市	田中工場の沢林道第一支線	1.8	224	24,440	5,107	
		弁慶湯	1.0	279	13,415	10,184	
	小計	2路線	2.8	503	37,855	15,291	
	壮瞥町	昭園・白水川線	4.0	388	14,074	21,084	
		昭園	2.0	338	20,071	16,154	
		パンケ	2.6	265	5,711	8,312	
	小計	3路線	8.6	991	39,856	45,550	
	普通計	6路線	15.9	1,715	79,941	78,570	
合計	6路線	15.9	1,715	79,941	78,570		

【変更計画】

別表2 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
自動車道 (管理)	林業専用道	共和町	発足ヤチナイ線	4.5	221	○		
		小計	1 路線	4.5	221			
	林業専用道	伊達市	田中工場の沢林道第一支線	1.8	224			
	林業専用道		田中工場の沢林道 小錫の沢支線二の沢分線	1.5	226	○		
			小計	2 路線	3.3	450		
	林業専用道	壮瞥町	昭園白水川線	6.0	1,292	○		
	林業専用道		喜門別パンケ線	2.6	265	○		
	林業専用道		関内喜門別線	2.0	706	○		
		小計	3 路線	10.6	2,263			
		管理計		6 路線	18.4	2,934		
	合計		6 路線	18.4	2,934			